



## 船橋市いきいき同窓会会則

### 第1章 総 則

(名 称)

#### 第1条

- 1 本会は、船橋市いきいき同窓会と称する。
- 2 本会の事務所を、会長宅に置く。

### 第2章 会 員

(会 員)

#### 第2条

- 1 本会は、船橋市老人大学修了生並びにふなばし市民大学校いきいき学部修了生をもって、会員とする。
- 2 本会は、各学科のクラス会、同好会を基盤とした組織とする。
- 3 クラス会解散後及びクラス会退会後も個人として会員継続を希望する人は、届出により個人会員とする。なお個人会員については、同窓会が直接対応するものとする。
- 4 市民大学校を再入学後の所属クラスは本人が選択し、必ず届出を行うものとする。
- 5 会員は、年会費を納入する。

### 第3章 目的及び事業

(目 的)

- #### 第3条
- 本会は、会員が生涯学習により教養を深め豊かな心の涵養、相互の親睦、心身の健康、福祉の増進等を通じて生き甲斐のある生活の向上を図り、地域社会に寄与する事を目的とする。

(事 業)

- #### 第4条
- 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 会報・会員名簿の発行
  - 2 作品展・芸能大会等の文化的諸行事の開催
  - 3 体育祭、各種スポーツ大会等の開催
  - 4 趣味・教養・スポーツ等の同好会活動に対する助成
  - 5 会員相互や地域の人々の健康増進・知識・

教養向上のために、講演会・講習会等の開催又は開催支援

- 6 小さな親切運動、ボランティア活動参加への支援
- 7 在校生との連絡・交流に関する活動

### 第4章 組 織

(部の設置)

#### 第5条

- 1 本会の円満な運営を図るため、次の部を設置する。
  - (1) 総務部
  - (2) 会計部
  - (3) 広報部
  - (4) 文化部
  - (5) 健康スポーツ部
  - (6) 同好会推進部
- 2 各部の所掌事項は細則で定める。

(理事)

#### 第6条

- 1 本会は、クラス会より推薦された理事をもって理事会を構成する。なお、クラス会より推薦される理事は、原則として1名とする。
- 2 修了後初年度のクラスは、2名の理事を推選する。原則として男女各1名とする。
- 3 会長が同窓会運営上必要と認めた会員を理事として推薦する事が出来る  
(これを特認理事と称する。)
- 4 会長が同窓会運営上必要と認めた個人会員を理事として推薦する場合は、本人の承諾を得るものとする。

(役員及び監事)

#### 第7条

- 1 本会に次の役員及び監事を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	4名以内
(3) 部長	若干名
(4) 副部長	若干名
(5) 監事	3名
- 2 会長、副会長は次の手順で選出し定める。
  - (1) 任期終了年度の11月までに部長会内に

会長推薦委員会を設置する。

(2) 会長推薦委員会は、まず理事よりの立候補を募る。立候補者は推薦委員会委員長に立候補主旨書を添えて立候補届出書を提出する。その中から、理事相互の選挙により選出する。

(3) 立候補者が居なかった場合は、会長推薦委員会として適任者を選定し、理事会に諮って、総会の承認を得て定める。

- 3 部長及び副部長は、各部に配属された理事が互選し、会長がこれを承認する。
- 4 監事は、理事会の推薦により、会長がこれを定める。

(理事・役員及び監事の職務)

第8条 理事・役員及び監事の職務は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。代行順位は副会長の合議による。
- 3 部長は、その担当部を主管する。
- 4 副部長は、部長を補佐する。
- 5 理事は、理事会に出席し、議決を行うとともに、所属のクラス会、又は同好会と本会との連絡調整等の任務のほか、各部に所属して、その所掌事項の推進に当たる。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第9条

- 1 理事・役員及び監事の任期は、2年とし再選を妨げない。
- 2 理事、役員及び監事に欠員が生じたとは、これを補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

(総会への報告)

第10条

- 1 本会の会長、副会長及び監事の選任については、総会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 2 理事及び第12条で定める顧問については

総会に報告するものとする。

(名誉会長)

第11条 本会は、ふなばし市民大学校長(船橋市長)を名誉会長に推戴する。

(顧問)

第12条

- 1 本会の円滑な運営を図るため、理事の承認を得て、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長・副会長経験者より選任し、本会の運営上重要な事項について、会長の諮問に応じ、または会長に助言する。
- 3 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第5章 会 議

(種 別)

第13条 会議は、総会、理事会、部長会とする。

(総会の機能)

第14条 総会は、本会の最高の決議機関であり、次の事項を決議する。

- 1 事業計画並びに予算・決算の承認
- 2 会則の改廃
- 3 会長、副会長、監事の承認
- 4 本会の運営に関する重要事項

(総会の招集及び会議の成立)

第15条

- 1 総会は、毎年5月末までに開催し、会長が招集する。
- 2 臨時総会は、必要に応じて招集することができる。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、議案を明記した開催通知を、会長名をもって全会員に対して配布し、出席を促すよう努めなければならない。
- 4 総会は、前項を受けて出席した会員によって構成され成立する。

(議長及び議決)

第16条

- 1 総会の議長、副議長は総会にて選任する。
- 2 会議の議決は、出席会員の2分の1以上の同意をもって成立する。可否同数の時は、議長が決定するものとする。

## 付 則

### (理事会)

- 第 17 条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を議決する。
- (1) 役員を選任及び監事の推薦
  - (2) 総会に付議する事項その他重要事項

### (部長会)

#### 第 18 条

- 1 部長会は、会長、副会長及び部長によって構成し次の業務を行う。
  - (1) 本会の運営にかかわる全般的な企画、立案を行う。
  - (2) 理事会に諮る議案作成について協議し、議決機関で決定された諸事項および日常業務を執行する。
- 2 部長会の課題によっては、各部の事務担当者が出席し意見を述べる事が出来る。

## 第 6 章 会計及び会計監査

### (経 費)

#### 第 20 条

- 1 本会の運営は、年会費及び市の助成金その他、寄付金等の収入を持って充てる。
- 2 会員の納入する年会費の金額は、細則で定める。

### (会計年度)

- 第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

### (決 算)

- 第 22 条 本会の決算は、監事の監査を受けて総会に報告し、その承認を得なければならない。

## 第 7 章 雑 則

### (慶弔及び表彰)

- 第 23 条 本会の慶弔並びに表彰に関する事項は、細則をもって定める。

- 1 この会則は、昭和 63 年 4 月 1 日より実施する。
- 2 平成 2 年 4 月 1 日 一部改正
- 3 平成 3 年 4 月 1 日 一部改正
- 4 平成 4 年 4 月 1 日 一部改正
- 5 平成 9 年 4 月 1 日 一部改正
- 6 平成 11 年 4 月 1 日 一部改正
- 7 平成 12 年 4 月 1 日 一部改正
- 8 平成 13 年 4 月 1 日 一部改正
- 9 平成 14 年 4 月 1 日 一部改正  
(協力金追加)
- 10 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正  
(相談役新設)
- 11 平成 17 年 4 月 1 日 一部改正  
(会名変更等)
- 12 平成 18 年 4 月 1 日 一部改正  
(終身会員制変更等)
- 13 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正  
(個人会員新設等)
- 14 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正  
(協力会員制廃止等)
- 15 令和 5 年 4 月 1 日 一部訂正  
(第 4 章部の設置等)

# 船橋市いきいき同窓会細則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 船橋市いきいき同窓会細則（以下本細則という）は、同窓会会則を補完し、本会の適正・円滑な運営を図るために定める。

### (制 定)

第2条 本細則の制定改廃は、理事会において行う。

## 第2章 部の所掌事項・運営

### (所掌事項)

第3条 各部の所掌事項は、次のとおりとする。

#### (1) 総務部

- ア 組織・機構の整備
- イ 規定の立案
- ウ 会議の開催・諸会議の議案及び資料の作成と取りまとめ、配布準備
- エ 行事の調整、各部諸行事に対する協力
- オ 慶弔及び表彰に関すること
- カ 会員の入退管理
- キ 会員名簿の作成
- ク その他各部に属さない事項

(注) 上記総務部所掌事項のウ・エの資料作成等の事務処理担当者の選任については、特例として理事以外の会員の中からも選出することができることとし、当該担当者は、諸会議に随時陪席することができるものとする。

#### (2) 会計部

- ア 予算及び決算に関すること
- イ 収入・支出の運営及び管理
- ウ 会員名簿の管理

#### (3) 広報部

- ア 本会活動情報の周知化
- イ 会報の発行、
- ウ ホームページの管理、運営

#### (4) 文化部

- ア 芸能大会、作品展、講演会、研修会等の同窓会主催行事の開催
- イ 会員のボランティア活動参加への支援と福利厚生活動の助成

#### (5) 健康スポーツ部

- ア 体育祭及び各種スポーツ大会の同窓会主催行事の開催と、これらの行事の助成

#### (6) 同好会推進部

- ア 同好会活動活性化の助成支援
- イ 新規同好会設立に関する指導、支援
- ウ 同窓会ガイドブックの発行

## 第3章 同好会の組織・運営

### (同好会の認定)

第4条 会則においていう同好会とは、趣味・スポーツ等の会員同好会が、任意に組織運営する団体で、本会の認定を得たものとする。

2 本会による認定には、次の条件を満足する事を要する。

- (1) 本会の目的、事業に合致すること。
- (2) 本会の規定する登録申請書（会の名称・設立年月日・代表者名、会員数、年間予定行事を記載し、会則、名簿を付す）を担当部に提出すること。

### (助 成)

#### 第5条

- 1 担当部は、関係同好会の活動を支援・助成する。
- 2 同好会は、担当部の運営、行事開催等に参画する。

### (所 属)

#### 第6条

- 1 同好会は第3条第(6)号の部に所属する。
- 2 新設される同好会も第3条第(6)号に所属する。

- 11 令和4年4月1日一部改正  
(同好会推進部設立等)  
(2023年度より協力会員制廃止に伴い  
評議員は理事となる)
- 12 令和5年4月1日一部改正  
(第3条各部の所掌事項)

#### 第4章 慶弔規定

(慶弔の表示)

##### 第7条

- 1 会員に慶弔のあったとき、本会の祝意、弔意の表示について次のとおり定める。
  - (1) 会員が米寿及び白寿を迎えたとき、記念日を贈り祝意を表する。
  - (2) 会員が死亡したとき、弔電を贈り弔意を表する。
- 2 本会の発展のために寄与した会員の死亡したときは、部長会に諮り、弔意方法を定める。

(会員の表彰)

- ##### 第8条
- 会員が本会の発展のために寄与したときは、部長会に諮り、総会において表彰する。

#### 第5章 会費

(会員の年会費)

- ##### 第9条
- 会員は、年会費1,200円を年度当初に納入しなければならない。

#### 付 則

- 1 この細則は、昭和63年4月1日より実施する。
- 2 平成 2年4月1日一部改正
- 3 平成 3年4月1日一部改正
- 4 平成 4年4月1日一部改正
- 5 平成 9年4月1日一部改正
- 6 平成 11年4月1日一部改正
- 7 平成 12年4月1日一部改正
- 8 平成 13年4月1日一部改正
- 9 平成 17年4月1日一部改正  
(同窓会名変更など)
- 10 平成 18年4月1日一部改正  
(年会費条項追加など)

